

議第113号

京都市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

京都市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9 月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市暴力団排除条例の一部を改正する条例

京都市暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第32条の 2 第 1 項」を「第32条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。